

扶桑町地域公共交通計画の策定について

1 地域公共交通計画とは

2020（令和2）年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、全ての地方公共団体に地域公共交通計画の策定が努力義務化されました。

地域公共交通計画は、タクシーや鉄道といった既存の公共交通に加え、必要に応じて福祉有償運送や病院が運行する送迎バスなどの活用も含め、「地域にとって望ましい公共交通の姿」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものです。

策定にあたっては、国が定める基本方針に基づき、活性化再生法に基づく協議会※において、交通事業者や地域の関係者等と協議することとされています。

※扶桑町地域公共交通会議→地域公共交通会議と活性化再生法に基づく協議会の合同会議として設置

記載事項	概要
①基本的な方針	地域が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。
③計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定する。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。
⑤達成状況の評価	計画の達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。
⑥計画期間	原則5年程度（地域の実情に合わせて設定可）
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載する。

2 計画策定期間

2022（令和4）年度～2023（令和5）年度

3 事業内容

○2022（令和4）年度

計画の策定において必要となる各種基礎調査を実施する。調査結果等を踏まえて課題を整理し、計画（素案）の作成に向けて地域公共交通会議において協議する。

<調査項目（案）>

- ・人口動向等の整理 ・上位・関連計画の整理 ・既存公共交通の実態
- ・周辺自治体の取組 ・住民ニーズの把握 ・実証運行の状況・課題 等

○2023（令和5）年度

計画（素案）をとりまとめ、パブリックコメントを実施する。パブリックコメントの結果等を踏まえ、地域公共交通会議において協議し、計画を策定する。